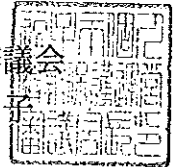




22 逗 個 情 運 発 第 6 号
2010 年（平成 22 年）7 月 22 日

逗子市長 平 井 竜 一 様

逗子市個人情報保護運営審議会
会 長 鯨 岡 恵 美 子



個人情報事務登録簿「安心生活創造事業」について（意見）

平成 22 年 7 月 6 日、第 3 回逗子市個人情報保護運営審議会において報告がありました個人情報事務登録簿「安心生活創造事業」について、逗子市個人情報保護条例第 7 条第 3 項の規定に基づき意見を述べます。

本事業は、本人同意に基づく個人情報の利用及び提供により実施される事業ではありますが、個人情報の取扱い上、慎重を期すべき点が散見されることから、実施に当たっては次の点に留意することを要望します。

事業実施に当たっての留意事項

1 研修の実施

社会福祉協議会の担当者、見守りサポーター等の当該事業従事者（以下、「事業従事者」という。）に対し、個人情報保護意識を徹底させるための研修を実施すること。

2 申請者募集のための広報等

事業実施に当たり申請者の募集を行う際には、当該事業によって取得した申請者の個人情報の提供先及び提供先での利用の仕方について、広報・募集案内等で具体的にわかりやすく説明すること。

3 個人情報の収集の際の留意点

申請書作成に当たり、申請者に対し、申請者が記入したくない情報、他人に知られたくない情報は記入の必要がないことを十分に説明し、個人情報の収

集は必要最小限度にすること。

4 個人情報取扱ルールの周知等

事業従事者に対し、下記の事項について周知、指導すること。

(1) 適正な利用及び提供

- ① 個人情報の利用及び提供の流れの明確化
- ② 個人情報の目的外利用及び提供の禁止
- ③ 個人情報の第三者への提供の制限

(2) 安全管理措置

- ① 個人情報保護措置の委託契約内容への明記
- ② 個人情報の保管、アクセス、複写、廃棄等に関するルールの明確化
- ③ 事故発生時の対応

5 申請書兼同意書様式への取扱注意義務の明記

安心生活創造事業登録申請書兼個人情報提供同意書は、複写され、利用・提供されることが想定されることから、事業従事者に注意を喚起するため、申請書中に、取扱注意事項（第三者への情報提供制限、複写の禁止等）について記載すること。

6 その他

逗子市安心生活創造事業実施要綱（案）中の用語は、できるだけ統一し、用語の定義を明確にすること。

以上